

# 令和5年度静岡県広報コンクール実施要領

静岡県広報協会  
静岡県

## 1 趣 旨

県内自治体等の広報活動の向上に資するため、各種広報作品についてコンクールを行い、優秀な作品を表彰する。

## 2 主 催

静岡県広報協会、静岡県

## 3 コンクール対象媒体・部門

応募対象	媒体	部 門	備 考 (全国コンクールの取り扱い)
市町(政令指定都市を含む。) 団 体	広報紙	① 市部	*①市部、②町部、④一枚写真部、⑤組み写真部、⑥映像の各部門については、全国広報コンクール予選を兼ねる。
		② 町部	
		③ 団体部	
市町(政令指定都市を含む。)	広報写真	④ 一枚写真部	※③団体部の作品を、全国広報コンクールへの応募する場合は、当該団体が行う。
		⑤ 組み写真部	
	映像	⑥ 映像	※⑦ウェブサイト、⑧広報企画は、全国広報コンクールへの応募の取りまとめとして、募集し、県コンクールは実施しない。
	ウェブサイト	⑦ ウェブサイト	
広報企画	⑧ 広報企画		
計	5 媒体	8 部門	

## 4 応募基準

- (1) 応募者は、静岡県広報協会の会員であること。
- (2) 応募作品は、いずれの媒体も次の要件を満たしているものであること。
  - ① 各応募者の企画によるもの。
  - ② 各作品とも、令和5年1月～令和5年12月の間に発行、発表、公開、実施されたもの。
    - ・広報紙は、配布日ではなく発行日を基準とする(例えば、令和5年12月28日に配布したとしても、令和6年1月号は審査対象外)。
    - ・ウェブサイトは、令和5年1月～令和5年12月時点で公開されており、かつ令和6年4月末時点で大幅にリニューアルをされず公開されているものを対象とする。

## 5 応募点数

各市町の応募は3の表①～②、④～⑧の部門ごと各1点、団体の応募は3の表③団体部1点とする。

なお、「広報企画」の作品で、複数の市町の合同によるものは、代表の1市町による応募とする。

## 6 提出期限

(1) 令和5年12月8日（金）必着（12月号等で期限に間に合わない場合は要相談）

- ① 広報紙 市部
- ② 広報紙 町部
- ③ 広報紙 団体部
- ④ 広報写真 一枚写真部
- ⑤ 広報写真 組み写真部
- ⑥ 映像

(2) 令和6年1月22日（月）必着

- ⑦ ウェブサイト
- ⑧ 広報企画

## 7 提出物（部門ごとの留意点・提出数）

- 静岡県広報コンクール参加票(様式1)及び各調査票(様式2)をメール送信。
- 各媒体・部門において、次により指定された作品数を送付。

### (1) 広報紙

#### 〈① 市部・② 町部〉

- ・市町が全戸配布を目的に年4回以上定期的に発行するものを対象とする（臨時増刊号やグラフ誌、有料販売のものを除く）。
- ・提出部数は、応募作品4部（政令指定都市は15部。市町が、全国コンクールに推薦された場合は11部追加）、参考用として応募作品の直前直後発行の広報紙（通常版広報紙とお知らせ版広報紙を交互に発行している場合、応募作品号が通常版広報紙であれば、直前直後の通常版広報紙。提出時期・発行時期によって直後の号が提出できない場合は前々号）各4部（政令指定都市は各10部。市町が、全国コンクールに推薦された場合は6部追加）とする。

#### 〈③ 団体部〉

- ・静岡県広報協会会員団体が定期的に発行するものを対象とする（県外で制作するものや外部専門家に制作依頼するもの、臨時増刊号、グラフ誌、有料販売のものを除く）。
- ・提出部数は、応募作品4部とし、参考用として応募作品の直前直後発行の広報紙（通常版広報紙とお知らせ版広報紙を交互に発行している場合、応募作品号が通常版広報紙であれば、直前直後の通常版広報紙。提出時期・発行時期によって直後の号が提出できない場合は前々号）各4部を提出する。

## (2) 広報写真

### 〈④ 一枚写真部〉

- ・市町が全戸配布を目的に年4回以上定期的に発行する広報紙に掲載されている写真を対象とし、表紙又は記事ページで、写真一枚で表現しているものとする（表紙や記事ページに2枚以上の写真で表現していても、そのうち1枚を一枚写真として応募することは可。2ページにまたがっている1枚の写真も応募することは可。1枚の写真の中に別の写真を合成している場合は、組み写真とする）。
- ・職員等が撮影したもの（プロカメラマン等が撮影したものは対象外）。
- ・提出部数は、応募写真が掲載されている広報紙を4部（全国コンクールに推薦された場合は9部追加）とし、参考用としてプリントアウトした写真現物各4点（未修整・未加工・トリミング前のもの：L判サイズで可。裏面に市町名、部門名を明記）を提出する（全国コンクールに推薦された場合は1点ずつ追加）。
- ・提出写真は、必ずしも広報紙で使用した大きさに引き延ばす必要はない。紙質も問わない。

### 〈⑤ 組み写真部〉

- ・市町が全戸配布を目的に年4回以上定期的に発行する広報紙に掲載されている写真を対象とし、表紙、記事ページ1ページ又は見開き2ページで複数の写真で表現しているものとする（3ページ以上にまたがる組み写真の場合、そのうち任意の見開きページを選択すること。見開きは、表紙と裏表紙にまたがっている場合も可）。
- ・職員等が撮影したもの（プロカメラマン等が撮影したものは対象外）。
- ・提出部数は、応募写真が掲載されている広報紙を4部（全国コンクールに推薦された場合は9部追加）とし、参考用としてプリントアウトした当該審査対象すべての写真現物各4点（未修整・未加工・トリミング前のもの：L判サイズで可。裏面に市町名、番号を明記し、広報紙の組み写真のコピーに番号を記載）を提出する（全国コンクールに推薦された場合は1点ずつ追加）。
- ・提出写真は、必ずしも広報紙で使用した大きさに引き延ばす必要はない。紙質も問わない。

## (3) 映像（⑥映像）

- ・概ね30分以内の映像作品とし、放送日が異なるシリーズ物については、そのうちの1点とする。
- ・提出物は、DVD-RにDVDビデオ形式（一般家庭用のDVDプレーヤー及びPCで再生できるもの。Blu-rayは不可）で記録したものを4枚。必ずファイナライズ（他のDVD再生機器でも見ることができる）処理を行う。 YouTube等で配信した作品は必ずDVD再生機器で再生できる状態にすること。4Kの作品は、ダウンコンバートすること（全国コンクールに推薦された場合は追加で9枚提出）。

#### (4) ウェブサイト (⑦ウェブサイト)

- ・市町のウェブサイトとして開設しているものに限る。審査対象となるのは公式ウェブサイト本体であり、特設サイト、関連サイトが併設されている場合は参考とする。

#### (5) 広報企画 (⑧広報企画)

- ・「広報紙」「ウェブサイト」「広報写真」「映像」では評価できない戦略的・複合的な広報キャンペーンやプロモーション等の取り組みとする。
- ・提出物は、企画書及び広報企画で展開した広報成果物（作品の大きさ、内容等により現物の送付が困難な場合は写真等も可）を8セット。
  - ※ 広報企画部門該当作品事例は「令和5年全国広報コンクール審査を終えて」「広報企画を通して考える」を参照（別紙）。

### 8 審査及び発表

- (1) 審査は部門別に行う（ウェブサイト部門、広報企画部門は除く）。
- (2) 審査委員は、専門家・報道関係者などに依頼予定。
- (3) 審査は、令和6年1月17日（水）～22日（月）頃を予定。
- (4) 審査結果は、応募団体に通知するとともに、静岡県広報協会ホームページに掲載して発表。また、県政記者クラブへ資料提供（各部門の受賞作品の電子データを含む）。なお、応募作品については使用許諾があったものとして取り扱う。

### 9 表彰

各部門別に次の賞により表彰する（ウェブサイト部門、広報企画部門は除く）。

- (1) 最優秀賞（静岡県知事賞）部門ごとに最優秀と認められるもの1点
- (2) 優秀賞（県広報協会会長賞）部門ごとに優秀と認められるもの
- (3) 奨励賞（県広報協会会長賞）部門ごとに優秀賞に至らないものの特に努力が認められるもの
- (4) 審査員特別賞（県広報協会会長賞）広報紙（団体）部門において 企画、記事、写真等で優秀とみとめられるもの
- (5) 表彰、各賞の紹介は、令和6年度静岡県広報協会定期総会において行う。

### 10 全国広報コンクールへの推薦（主催：公益社団法人日本広報協会）

全国広報コンクールへは(公社)日本広報協会が定める「令和6年全国広報コンクール実施規程」及び「令和6年全国広報コンクール応募要領」（別添）に基づき推薦を行う。

- (1) 「①広報紙 市部門」、「②広報紙 町部門」、「④広報写真 一枚写真部」、「⑤広報写真 組み写真部」、「⑥映像」においてそれぞれ最優秀賞となった作品を推薦する。
- (2) 被推薦市町は日本広報協会非会員団体でも、エントリー料を納めることにより推薦できる。
- (3) 政令指定都市の「広報紙」は、応募があった作品すべて(応募点数は各市1点)を推薦する。そのため、政令指定都市が本県広報コンクールの「広報紙 市部」において最優秀賞に選ばれた場合、最優秀賞に準ずる作品を推薦する。

- (4) 「ウェブサイト」及び「広報企画」は、応募のあった作品すべて（応募点数は各応募市町各1点）を推薦する。
- (5) 自治体以外の日本広報協会会員団体の作品（「広報紙」「広報写真」「映像」「ウェブサイト」「広報企画」）については、(公社)日本広報協会が定める要領等により、当該団体が直接、同協会へ応募することとする。

## 11 その他

- ・「審査のポイント」は別紙1のとおり。
- ・提出期限は厳守。発行日により提出期限に間に合わない作品の応募は避けること。ただし、諸般の事情により提出期限に間に合わない場合は、当協会に予め相談することとする。
- ・応募作品は、原則として返却しない。

## 12 堤出先

静岡県広報協会事務局 大橋、真田

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館2階

電話（FAX）番号：054-254-6747

メールアドレス：s-kokyo@po3.across.or.jp